

# 賃貸住宅リフォーム融資 (住宅セーフティネット)

## 技術基準・物件検査のご案内

1	賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の技術基準	1
2	物件検査の手続について	12
3	付録	18
4	機構窓口	27

令和3年4月1日以後借入申込用

# 1 賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）の技術基準

## （1）技術基準の概要

賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）を利用する場合は、次の①又は②の住宅セーフティネットリフォーム工事を行うことが必要です。

### 【住宅セーフティネットリフォーム工事】

- ① 国又は地方公共団体の補助金（登録住宅（※）の改修工事に関するものに限り、）の対象となるリフォーム工事
- ② 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合する工事  
次のアからサまでのいずれかの工事を、登録住宅について1カ所以上行うこと。

- ア バリアフリー改修工事
- イ 耐震改修工事
- ウ 共同居住型賃貸住宅に用途変更するための改修工事
- エ 間取り変更工事
- オ 調査において居住のための最低限必要と認められた工事
- カ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事
- キ 安全性能の向上のための工事
- ク 防音性・遮音性の向上のための工事
- ケ ヒートショック対策のための工事
- コ 防火又は消火対策のための工事
- サ 共用部分における子育て世帯等を支援する施設を整備するための工事

- ・アからサの工事の詳細については、「（2）機構が定める技術基準の詳細」をご確認ください。
- ・登録住宅において①又は②と併せて行うリフォーム工事も、融資の対象とすることができます。

※ 高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県等に登録した登録住宅（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第5項に規定）をいいます。

## (2) 機構が定める技術基準の詳細

### ア バリアフリー改修工事の基準

次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する工事を行うこと。

(ア) 介助用車いすでの移動を容易にするために、改良後の住宅が次の a 又は b に適合する状態となることを目的として行う工事

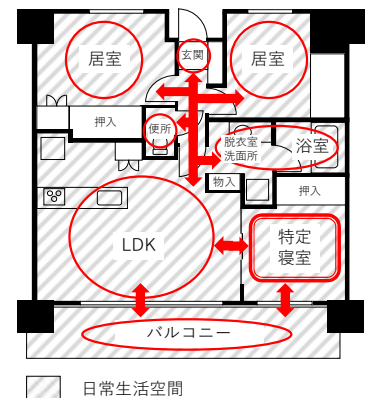
- a 日常生活空間〔解説1〕内の通路の有効な幅員〔解説2〕が750mm以上であること。
- b 日常生活空間〔解説1〕内の出入口の幅員〔解説3〕が750mm（浴室の出入口にあっては600mm）以上であること。

#### 〔解説1〕日常生活空間

次の各室と、それらを結ぶ主な経路をいいます。各室や経路が2つ以上ある場合には、高齢者等の利用を想定するいずれか1つに限りします。

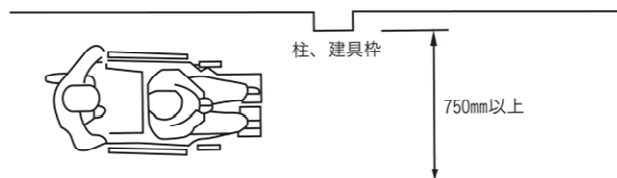
- ・ 玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、食事室、特定寝室(※)
- ・ 特定寝室(※)の存する階にあるバルコニー（特定寝室が接地階にある場合を除く）
- ・ 特定寝室(※)の存する階にある全ての居室

※ 特定寝室とは、高齢者等が寝室として使用する居室又は将来高齢者等が寝室として使用する予定の居室をいいます。



#### 〔解説2〕通路の有効な幅員

通路の有効な幅員とは、実際に通行できる有効幅員を指します。幅員の計測にあたっては幅木、回り縁、コーナー保護材、手すり及びビニルクロス壁紙その他これらに類する仕上げ材についてはないものとして算出できます。ただし、部分的に柱等が出ている箇所がある場合は、当該部分を計測すること。

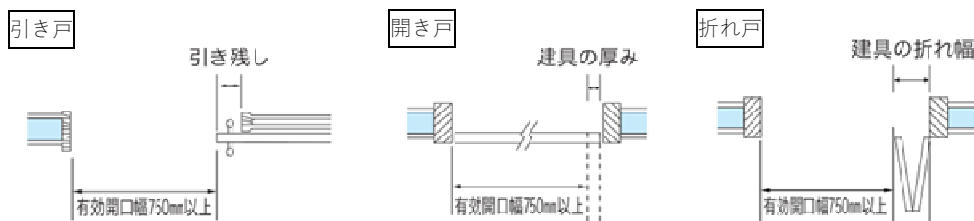


#### 〔解説3〕出入口の幅員

出入口の幅員とは、建具を開放したときに実際に通過できる幅を指します。

玄関及び浴室の出入口については、開き戸である場合にあっては建具の厚み、引き戸である場合にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とします。防犯や水処理などの機能上、将来の改造等による幅員確保は適用できません。玄関及び浴室以外の出入口にあっては、軽微な改造により確保できる部分の長さを含みます。

ここでの軽微な改造とは、丁番からドアを外すなどの工事を伴わない撤去やドア及びドア外枠を取り去るなどの一定の工事を指し、構造躯体に影響を及ぼすような工事は含まれません。



(イ) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良により、その勾配をリフォーム工事前より緩和する工事

(ウ) 浴室を改良する工事で、次の a から d までのいずれかに該当するもの

- a 改良後の浴室の面積が内法寸法で1.8㎡以上かつ短辺の内法寸法が1,200mm 以上となることを目的として行う工事
- b 浴槽のまたぎ高さ〔🔗解説4〕について、リフォーム工事前より低くなる浴槽に取り替える工事
- c 固定式の移乗台〔🔗解説5〕、踏み台その他高齢者等の浴槽の出入りを容易にするための設備を設置する工事
- d 高齢者等の身体の洗浄を容易にするための水栓器具を設置する工事〔🔗工事例1〕又は当該水栓器具に取り替える工事

#### 〔🔗解説4〕 浴槽のまたぎ高さ

浴槽のまたぎ高さとは、浴槽に入るとき洗いの床面から浴槽の縁までの高さ（エプロン高さ）、及び、浴槽から出るとき浴槽の底面から浴槽の縁までの高さ（浴槽の深さ）の両方を指します。

このまたぎ高さについて、リフォーム工事前より低くすることが必要となりますが、寸法については上限値・下限値はありません。なお、参考としては次のとおりです。

・浴槽のまたぎ高さ

浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm（車いすの座面の高さ）程度とする。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（2）車いす使用者用浴室  
③部品・設備等 ア.浴槽

#### 〔🔗解説5〕 固定式の移乗台

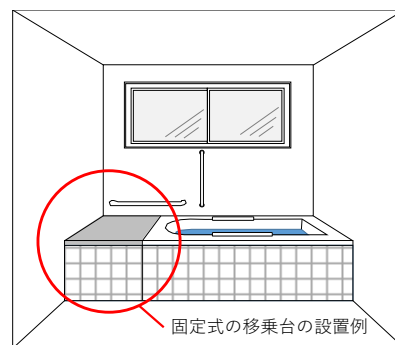
固定式の移乗台とは、車いす利用者が浴槽に出入りするときに、一度身体を移動させ腰を下ろせるように浴槽の縁または横に設けた台で、参考は右図のとおりです。

寸法については特に定めはありませんが、参考としては次のとおりです。

・移乗台の寸法

移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（2）車いす使用者用浴室 ③部品・設備等 ア.浴槽



#### 〔🔗工事例1〕 高齢者等の身体の洗浄を容易にするための水栓器具を設置する工事

- ・ハンドシャワー（シャワーホースの長さ150cm以上）を設置する工事
- ・水栓金具をレバー式の操作しやすい形状のもの、湯温調整が安全に行えるものに変更する工事
- ・水栓金具の取付高さを、浴室用車いすに座った状態で手が届く位置に変更する工事 等

(イ) 便所を改良する工事で、次の a から c までのいずれかに該当するもの

a 改良後の便所が次の (a) 又は (b) のいずれかに該当する状態となることを目的として行う工事

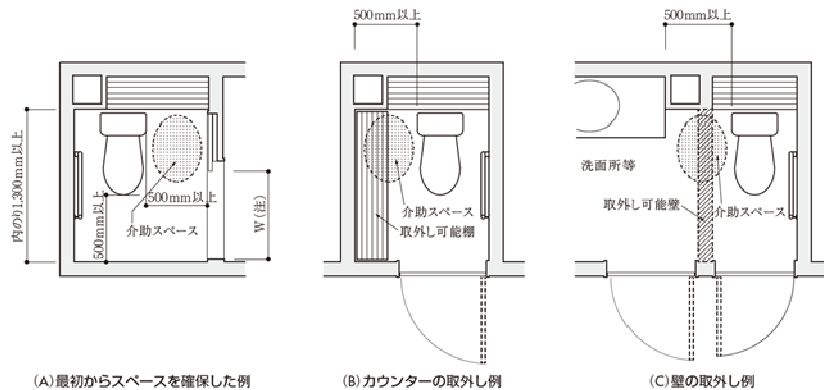
(a) 長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）の内法寸法が1,300mm以上であること。〔解説6〕

(b) 便器の前方又は側方の壁と便器の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。〔解説6〕

b 便器を腰掛け式以外のものから腰掛け式のものに取り替える工事又は新たに腰掛け式の便器を設置する工事

c 腰掛け式の便器の座高を、リフォーム工事前より高くする工事

〔解説6〕 便所の寸法



(オ) 日常生活空間〔解説1 P2〕内の通路（居室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。）の少なくとも片側、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に手すりを設ける工事〔解説7〕

〔解説7〕 手すりの設置

居室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除き、原則として連続して設置する必要があります。なお、手すりの高さは、床面から手すり上端までを計測します。

(カ) 日常生活空間〔解説1 P2〕内の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を縮小する工事を含む。）〔解説8〕

〔解説8〕 段差の解消

日常生活空間内のすべての段差が解消されることが必要です。つまり可能性がほとんどない水準として、仕上げ段差 5mm以下までを段差が解消されたものとします。

ただし、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、水処理等を考慮し、段差をリフォーム工事前よりも縮小する工事を含まず。

(キ) 出入口の戸を改良する工事。次の a から c までのいずれかに該当するものを1カ所以上行うこと。

a 開戸を引戸又は折戸に取り替える工事

b 開戸のドアノブをレバーハンドルに取り替える工事

c 戸に戸車その他戸の開閉を容易にするための器具を設置する工事

(ク) 日常生活空間〔解説1 P2〕内の全部又は一部の床の材料を、滑りにくい材料（畳、コルクタイル、コルクフローリング、長尺カーペット、タイルカーペット、無釉タイル、モルタル木ごて仕上げ、モルタル刷毛引仕上げ、滑り止め加工された床材（ユニットバスのみ）その他これらと同等の性能を有するもの）に変更する工事

## イ 耐震改修工事の基準

次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する工事を行うこと。

- (ア) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条に基づく計画の認定を受けた耐震改修工事（認定耐震改修工事）
- (イ) 耐震診断の結果報告書等により改良前の住宅が次のa又はbに適合しない場合において、改良後の住宅が当該基準に適合するよう行う工事（耐震補強工事）
  - a Iw値（構造耐震指標）が 1.0以上（木造住宅の場合）
  - b Is値（各階の構造耐震指標）が 0.3以上で、かつ、q値（各階の保有水平耐力に係る指標）が 0.5以上（木造住宅以外の場合）
- (ウ) 評価方法基準〔[📖 解説9](#)〕の耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級を向上させる工事（耐震補強工事）
- (エ) 段階的耐震改修工事など、(ア)から(ウ)に掲げる工事以外の工事で賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）における耐震補強工事として機構が認めるもの（詳細は、機構支店にお問い合わせください。）

### 〔[📖 解説9](#)〕 評価方法基準

住宅性能表示制度における住宅の性能を評価する基準・方法として、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき定められている評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいいます。

## ウ 共同居住型賃貸住宅に用途変更するための工事の基準

共同居住型賃貸住宅〔[📖 解説10](#)〕への用途変更を目的として間仕切り壁、非常用照明、浴室、台所、便所、洗面所等の設置又は改良のためのいずれかの工事を行うこと。

### 〔[📖 解説10](#)〕 共同居住型賃貸住宅の基準

共同居住型賃貸住宅とは、リビングや台所、浴室などを共同で利用し、各部屋をプライベートな空間（個室）とする形態で一般的にシェアハウスと呼ばれるもののうち、次の基準に適合するものをいいます。

- ・共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 m<sup>2</sup>）が次の式によって計算した数値以上であること。
$$15 \times A + 10 \quad (\text{ただし、} A \geq 2) \quad (A \text{は入居者の定員})$$
  - ・各専用部分の入居者の定員を1人とするものであること。
  - ・各専用部分の床面積（収納設備の面積を含み、その他の設備の床面積を除く。）が9 m<sup>2</sup>以上であること。
  - ・共用部分に、次に掲げる設備等が備えられていること。
    - 居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場
- ※当該設備等が各専用部分に備えられている場合は、共用部分に備えることを要しません。
- ・入居者の定員を5で除して得た数（1未満切上）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室、若しくはシャワー室が備えられていること。

出典：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準を定める件（平成29年国土交通省告示第941号）

## エ 間取り変更工事の基準

間取り変更のため、間仕切り壁、界壁又は開口部のいずれかについて撤去、設置又は移動のいずれかの工事を行うこと。

## オ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事の基準

既存住宅状況調査（インスペクション）〔[解説11](#)〕において、劣化事象等があると判定された部分を補修する工事を行うこと。

### 〔[解説11](#)〕 既存住宅状況調査（インスペクション）

既存住宅の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の劣化事象等について、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者が実施する同条第4項に規定する調査を行います。

（参考）既存住宅状況調査技術者の検索

「2. 既存住宅状況調査技術者講習制度について」>「（3）登録講習の実施機関一覧」に掲載されている各機関の検索ページより、既存住宅状況調査技術者を検索することができます。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kisonjutakuinspection.html>

## カ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事の基準

次の(ア)から(コ)までのいずれかに該当する工事を行うこと。

- (ア) いす座又は車いす対応キッチン（シンク下部にひざの入る空間を有するものに限る。）を設置する工事
- (イ) 日常生活空間〔[解説1 P2](#)〕内の腰掛け式便器の便所を次のa又はbの基準に適合させる工事
  - a 長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300mm以上であること。
  - b 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。
- (ウ) 日常生活空間〔[解説1 P2](#)〕内の便所をオストメイト対応便所にする工事〔[Q工事の例2](#)〕
- (エ) 脱衣所又は玄関に固定式の腰掛け台を設置する工事
- (オ) 据え付け式の聴覚障害者用室内信号装置〔[解説12](#)〕を設置する工事
- (カ) 建物内を案内するための点字表示を1カ所以上設置する工事
- (キ) 居室の電気スイッチをワイドスイッチに1カ所以上取り替える工事
- (ク) 居室の水栓器具をレバー式蛇口又はワンブッシュ式シャワーに取り替える工事〔[解説13](#)〕
- (ケ) 屋根の除雪を目的とした融雪装置を設置する工事
- (コ) 車いすでの通行を容易にするため、建物に付随する屋外スロープを設置する工事〔[Q工事の例3](#)〕

### 〔[Q工事の例2](#)〕 オストメイト対応便所

#### ア. 汚物流し等

- ・パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設ける。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。

#### 留意点 汚物流し等

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

## イ. その他の設備

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。
- ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設ける。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設けることが望ましい。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設けることが望ましい。

### 留意点 手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.7.1個別機能を備えた便房の設計標準 (3) オストメイト用設備を有する便房 ②部品・設備等

### [ 解説 12 ] 聴覚障害者用室内信号装置

ドアノック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器として、室内信号装置があります。室内信号装置の受信機は、設置するものと携帯するものがあります。

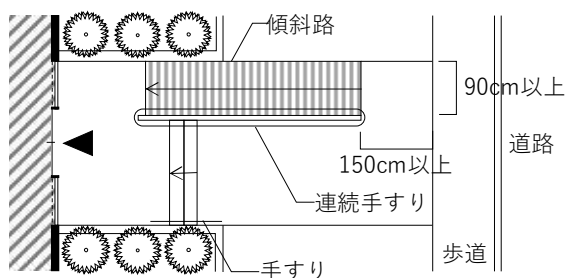
出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.13 造作・機器 I.1 情報伝達設備 (2) 画像・光・振動による案内・誘導 ②光や振動による情報伝達

### [ 解説 13 ] 居室の水栓器具をレバー式蛇口又はワンブッシュ式シャワーに取り替える工事

洗面所又は浴室の水栓器具については、この基準の対象外となります。ただし、浴室についてはアの(ウ)のdの基準に適合することとなります。(P3 参照)

### [ 工事の例 3 ] 建物に付随する屋外スロープ

- ・主要な傾斜路の幅は、階段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上とする。
- ・主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとし、高さが16cm以下のものでは、1/8を超えないものとする。
- ・主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20）を超えるもの）では、高さ75cm以内毎に踏幅が150cm以上の踊り場を設ける。
- ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。



出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.1.1敷地内の通路の設計標準 (1) 通路の有効幅員、空間の確保等 ②傾斜路



## キ 安全性能の向上のための工事の基準

次の(7)又は(イ)に該当する工事を行うこと。

- (7) 評価方法基準〔[📖 解説9 P5](#)〕の高齢者等配慮対策等級（専用部分）2以上における手すり（転落防止対応）の基準〔[📖 解説14](#)〕に適合する工事

〔[📖 解説14](#)〕 評価方法基準の高齢者等配慮対策等級（専用部分）2以上における手すり（転落防止対応）の基準（評価方法基準第5の9-1の(3)のイの④のbからd）

- b 転落防止のための手すりが、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。

(イ)	(ロ)
空間	手すりの設置の基準
バルコニー	(i) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 (ii) 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 (iii) 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。
2階以上の窓	(i) 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm（3階以上の窓にあっては1,100mm）以上の高さに達するように設けられていること。 (ii) 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 (iii) 窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。
廊下及び階段（開放されている側に限る。）	(i) 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面（階段にあっては踏面の先端）から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 (ii) 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。

- c 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

- d 令第126条第1項〔[📖 解説15](#)〕に定める基準に適合していること。

〔[📖 解説15](#)〕 建築基準法施行令第126条第1項

第126条 屋上広場又は二階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1メートル以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

(イ) 次の a から n までのいずれかを設置する工事

- a 据え付け式のクッション床
- b 据え付け式の I Hコンロ又は消火装置付きコンロ
- c 高効率給湯器〔[👉 解説16](#)〕
- d 日常生活空間〔[👉 解説1 P2](#)〕内の便所に設置する緊急時に便所の外から開けることができる鍵
- e 乳幼児の浴室進入防止のための鍵
- f 緊急通報装置〔[👉 解説17](#)〕
- g 2重ロック又はオートロック
- h 面格子
- i 防犯カメラ又はカメラ付きインターホン
- j 防犯性能の高い建物部品〔[👉 解説18](#)〕である防犯フィルム又は防犯ガラス
- k 強化ガラス又は安全ガラス
- l 人感センサー付照明又は足元灯
- m シャッター付コンセント
- n 施錠式郵便受箱

〔[👉 解説16](#)〕 高効率給湯器

単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む。）が、地域の区分（※）に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであることが必要です。

※ 地域の区分とは、各地域の標準暖房度日（D18-18）を勘案し、全国の市区町村を気候条件に応じて8つの地域に区分したもので、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」（平成28年国土交通省告示第265号）の別表10に掲げる地域の区分をいいます。

地域の区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
石油給湯機であって、JIS S2075に基づくモード熱効率が 81.3%以上であるもの	ガス給湯機であって、JIS S2075に基づくモード熱効率が 78.2%以上であるもの

出典：住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の2の(1)のホ

〔[👉 解説17](#)〕 緊急通報装置

緊急ボタンやセンサーの作動で、あらかじめ設定された連絡先へ異常を知らせるもの。

〔[👉 解説18](#)〕 防犯性能の高い建物部品

警察庁・国土交通省・経済産業省と民間関係団体で構成される「官民合同会議」が行う試験にパスし、「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された建物部品を「防犯建物部品」と呼び「CPマーク」の使用が認められています。

※ 「防犯性能の高い建物部品目録」は、以下のホームページに掲載されています。

<http://www.cp-bohan.jp/>

出典：警察庁 住まいる防犯110番 [https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/theme\\_b/b\\_c\\_2\\_main.html](https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/theme_b/b_c_2_main.html)



## ク 防音性・遮音性の向上のための工事の基準

次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する工事を行うこと。

- (ア) 界壁について、評価方法基準〔解説9 P5〕の透過損失等級(界壁) 2 (基本的な空気伝播音の遮断性能(特定の条件下でJIS A1419-1の $R_r-45$ 等級相当以上)が確保されている程度) 以上に適合させる工事
- (イ) 外壁開口部について、評価方法基準〔解説9 P5〕の透過損失等級(外壁開口部) 2 (優れた空気伝播音の遮断性能(JIS A1419-1の $R_{m(1/3)}-20$ 相当以上)が確保されている程度) 以上に適合させる工事
- (ウ) 床について乾式二重床とする工事
- (エ) 次の a から g までのいずれかの床仕上げ材を設置する工事
  - a JIS L4404 に規定する織じゅうたん又はこれと同等のもの
  - b JIS L4405 規定するタフテッドカーペット又はこれと同等のもの
  - c JIS A5902 に規定する畳又はこれと同等のもの
  - d JIS A5914 に規定する建材畳床を用いた畳又はこれと同等のもの
  - e JIS A5705 に規定するビニル系床材又はこれと同等のもの
  - f JIS A1440-2 の6.2 においてカテゴリー I に該当するもの
  - g 断面が一様で、厚さが16mm以下の木質系フローリング材

## ケ ヒートショック対策のための工事の基準

次の(ア)又は(イ)に該当する工事を行うこと。

- (ア) 住宅全体の温熱環境を改善し、又は居室と非居室(浴室、脱衣室、洗面所、便所及び廊下をいう。以下同じ。)との間の温度差を緩和するために行う次の a 又は b のいずれかの工事〔解説19〕
  - a 外壁、床、屋根又は天井に断熱材を設置する工事
  - b 内窓を設置する工事又は複層ガラスに取り替える工事
- (イ) 居室と非居室との間の温度差を緩和するために行う次の a から c までのいずれかの工事〔解説19〕
  - a 非居室に据え付け式の暖房機又は熱交換型換気設備を設置する工事
  - b 便所に暖房便座又は温水シャワー付便座を設置する工事
  - c 浴室をユニットバスにする工事

### 〔解説19〕非居室の工事

非居室において工事を行う場合は、少なくとも浴室、脱衣室、洗面所、便所及び廊下のいずれか1か所以上に工事を行ってください。

また、同じ用途の非居室が2以上ある場合は、少なくとも高齢者等が主として使用するものについて工事を行ってください。

## コ 防火又は消火対策のための工事の基準

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する工事を行うこと。

- (ア) 自動火災報知器を設置する工事
- (イ) 避難設備誘導灯又は非常用照明を設置する工事
- (ウ) スプリンクラー又は屋内消火栓設備を設置する工事
- (エ) 内装材を不燃材料に変更する工事
- (オ) 防火戸を設置する工事

## サ 共用部分において子育て世帯等を支援する施設を整備するための工事の基準

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する工事を行うこと。

(ア) トイレにおむつ交換台を設置する工事

(イ) 据え付け式の子供の怪我防止措置がされたキッズスペースを設置する工事

### 留意点

アからサまでの機構が定める技術基準において、寸法・仕様・性能等について具体的な数値や性能値等の指定がない事項については、定性的な基準となっています。

ただし、物件検査では工事の内容を確認する必要がありますので、検査申請時は工事の仕様等が具体的にわかるよう設計図書に記載し、また、性能についての資料を添付する等により申請してください。また、「取り替える」、「改良する」等の基準の場合、設計図書等に工事の前後の仕様がわかるように記載してください。

## 2 物件検査の手続について

賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)をご利用いただくためには、リフォーム工事の内容が住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していること等を確認するため、物件検査の手続が必要です。物件検査は、適合証明検査機関※に申請してください。

また、物件検査には、物件検査手数料が必要です。物件検査手数料は、適合証明検査機関によって異なりますので、ご利用になる適合証明検査機関にお問い合わせください。なお、物件検査手数料は申請者の負担となります。

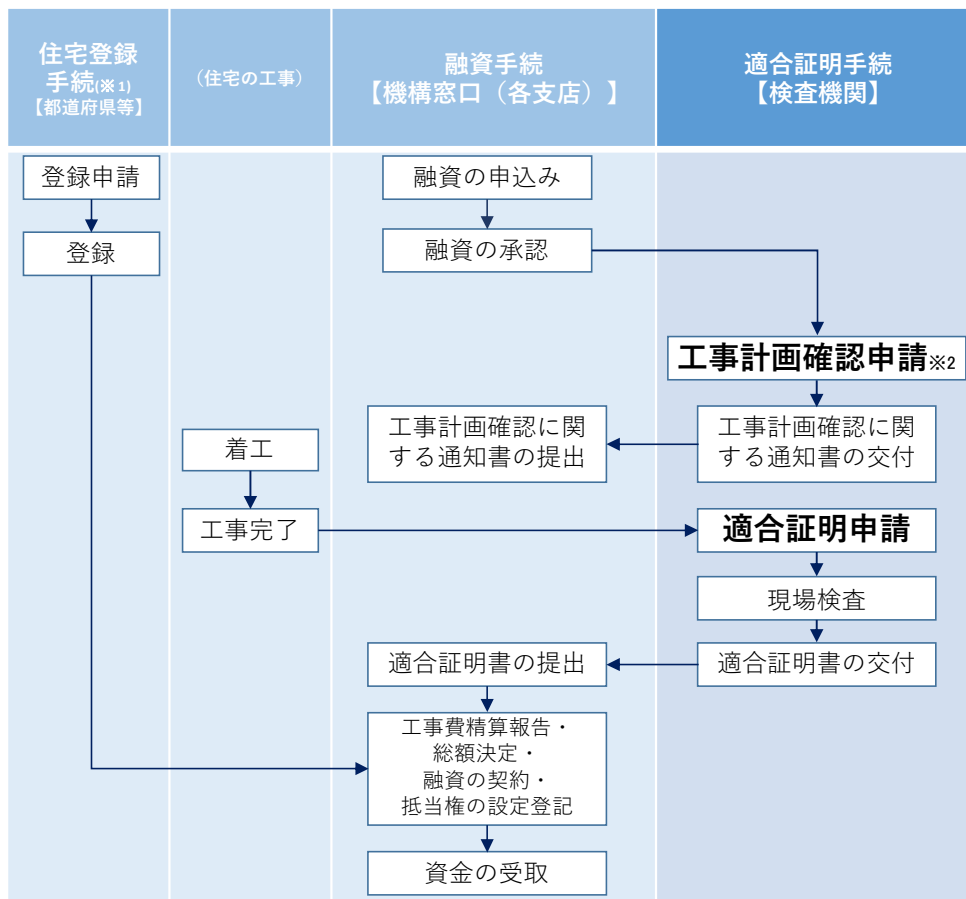
※ 住宅金融支援機構と協定を締結している指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関です。詳しくは住宅金融支援機構ホームページ(<https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/kensakikan/index.php>)をご覧ください。

### 留意点

物件検査とは、住宅金融支援機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、物件検査の申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。

### (1) 手続の流れ

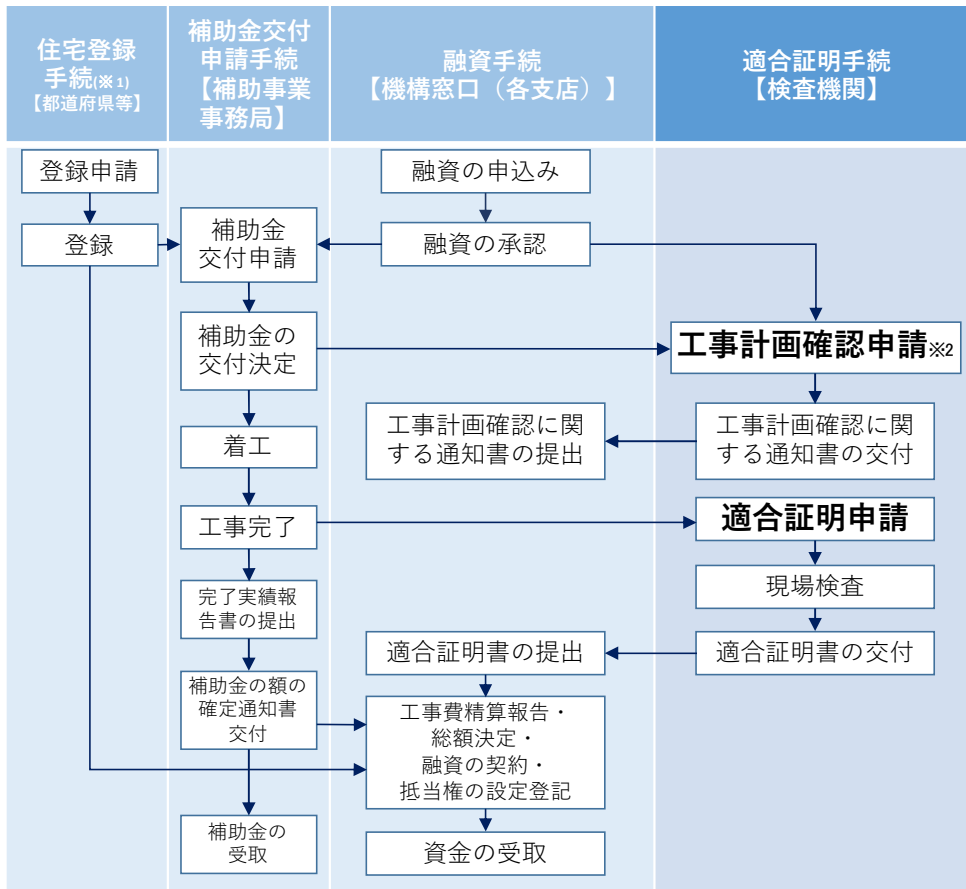
#### ●機構が定める技術基準に適合する工事を行う場合（補助金を受けない場合）



※1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録手続です。

※2 工事計画確認申請の申請可能時期は、融資の承認後から現場検査時(工事完了時)までの間です。

●住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の改修費用に係る補助金交付を受ける場合



※1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録手続です。補助金の交付を受ける場合は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録する必要があります。

※2 工事計画確認申請の申請可能時期は、補助金の交付決定後から現場検査時(工事完了時)までの間です。

## (2) 工事計画確認について

工事計画確認とは、リフォーム工事の内容が住宅セーフティネットリフォーム工事の技術基準(P1～P11)に適合していること及びリフォーム工事全体の内容について、設計図書等により確認する手続です。

工事計画確認の後、適合証明検査機関から「賃貸住宅リフォーム工事計画確認に関する通知書」が交付されますので、機構窓口(各支店)あてにご提出ください。

### 1 工事計画確認の申請時期

工事計画確認の申請時期は、①又は②のとおりです。

- ① 補助金の交付を受ける場合：補助金の交付決定以後、現場検査時(工事完了時)まで
- ② ①以外の場合：融資の承認以後、現場検査時(工事完了時)まで

### 2 工事計画確認申請時の提出書類

提出書類		提出部数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書[適賃改工第1号書式](※1)</li> </ul> 注) 賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合、第三面は提出不要	第一面	2
	第二面	2
	第三面	不要
	第四面	2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記事項証明書の写し</li> </ul>		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各階平面図(登録住宅、間取り、各室の用途、工事内容・工事施工箇所等を表示したもの)(融資の申し込みの際、機構に提出したもの)の写し</li> </ul> 注) 融資の申込み以降に各階平面図に表示すべき内容に変更があった場合は、変更箇所を明示した変更後の各階平面図(2部)をあわせて提出すること		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書(工事の実施内容がわかるもの)</li> </ul>		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の内容を確認するために必要な書類</li> </ul>		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録住宅(登録予定を含む)等整理表(賃貸住宅リフォーム(住宅セーフティネット)資金借入申込書【その3】)(機構受付印のあるもの)の写し</li> </ul>		2
必要に応じて提出する書類	〈住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の改修費用に係る補助金を受ける場合〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金を受けることが確認できる書類 (例) 補助金交付決定通知書の写し</li> </ul>	2
	〈耐震補強工事を実施する場合〉 (1) 段階的耐震改修工事以外の場合 ア 耐震診断の結果による判定を行う場合(一般診断法又は精密診断法による判定を行う場合で工実施後のIw値が1.0未満になる場合または国、地方公共団体が認めた診断法による判定を行う場合を除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の結果報告書</li> </ul> イ 住宅性能表示制度の既存住宅の評価方法基準による判定を行う場合など、ア以外の方法で判定を行う場合 (P20の「必要書類チェックシート」を参照) (2) 段階的耐震改修工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の結果報告書</li> <li>・耐震補強工事について国、地方公共団体等の補助金の対象となることが確認できる書類 (例) 補助金交付申請書の写し及び補助金交付決定通知書の写し</li> </ul>	2

<p>〈耐震改修の計画の認定を受ける場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める計画の認定通知書の写し(原本提示)</li> <li>・耐震改修工事に関する申出書(工事計画確認申請書添付用)(参考書式)</li> </ul>	2
---	---

※1 書式については、住宅金融支援機構のホームページからダウンロードできます。

( [https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/reforme\\_chintai\\_kensa.html](https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/reforme_chintai_kensa.html) )

❗ 上記の他、検査に必要となる書類の提出を、適合証明検査機関から求められる場合があります。

### 3 工事計画確認後の交付書類

工事計画確認の後、次の書類が交付されます。機構提出用書類については、速やかに機構窓口(各支店)に提出してください。

(申請者保管用書類)

交付書類	部数
・賃貸住宅リフォーム工事計画確認に関する通知書 [適賃改工第3号書式]	1
・賃貸住宅リフォーム工事計画確認に関する通知書付表2 [適賃改工第1号書式] ※1	1
・賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書(申請者用) [適賃改工第1号書式] (副本)	1
・設計図書等 (工事の内容を確認するために必要な書類及び必要に応じて提出する書類を含む。) (副本)	1

(機構提出用書類)

交付書類 ※2	提出部数
・賃貸住宅リフォーム工事計画確認に関する通知書 [適賃改工第4号書式]	1
・賃貸住宅リフォーム工事計画確認に関する通知書付表2 [適賃改工第1号書式]	1

※1 工事計画確認に関する通知書付表2は、「賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書」の第四面を兼ねた書式です。

※2 検査機関から「機構提出用書類」を機構に直接郵送できる場合があります。対応していない検査機関もありますので、直接郵送を希望する場合は、工事計画確認申請前に検査機関にお問合せください。

### 4 賃貸住宅リフォーム工事計画の変更を行う場合

工事計画の確認完了後、下記の変更があった場合、再度、工事計画の確認申請を行ってください。

変更内容
・住宅セーフティネットリフォーム工事の種類の変更(住宅セーフティネットリフォーム工事の工事箇所の変更は、再度の確認申請には該当しません。)

※ 上記の再度の確認申請に該当しない軽微な変更については、適合証明申請の際、適合証明申請書第四面の工事計画の軽微な変更欄に変更内容を記載してください。また、あわせて変更を明示した設計図書等を提出してください。

※ 補助金の交付を受ける予定で融資の承認を受けた場合で、融資の承認後に補助金の交付を受けなくなった場合は、速やかに機構窓口(各支店)にご連絡ください。



### (3) 現場検査・適合証明について

現場検査とは、リフォーム工事の内容が住宅セーフティネットリフォーム工事の技術基準(P1～P11)に適合していること及び工事計画確認時に申請されたリフォーム工事が完了したことを、現場において目視の範囲で確認する手続です。現場検査の合格後、適合証明機関から「適合証明書」が交付されますので、機構窓口(各支店)あてにご提出ください。

#### 1 現場検査・適合証明の申請時期

現場検査・適合証明の申請時期は、住宅セーフティネットリフォーム工事を含むリフォーム工事の完了時です。

#### 2 現場検査・適合証明申請時の提出書類

提出書類		提出部数
・賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書 [適賃改工第1号書式](※1) 注) 賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合、第三面は提出不要	第一面	2
	第二面	2
	第三面	不要
	第四面	2
必要に応じて提出する書類	〈建築確認が必要な工事の場合〉 ・検査済証の写し ※検査済証が未交付の場合は、適合証明までに検査済証が交付されること。	2
	〈工事計画確認から工事に軽微な変更がある場合〉 ・設計図書等(変更が明示されているもの) ・変更後の各階平面図(登録住宅、間取り、各室の用途、工事内容・工事施工箇所等を表示したものに表示すべき内容に変更があったとき)	2
	〈耐震補強工事を実施し、評価方法基準による判定を行う場合で、建設住宅性能評価書を取得しているとき〉 ・リフォーム工事後の等級を示す既存住宅の建設住宅性能評価書	2
	〈耐震改修の計画の認定を受ける場合〉 ・耐震改修工事に関する申出書(適合証明申請書添付用)	2

※1 書式については、住宅金融支援機構のホームページからダウンロードできます。

( [https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/reforme\\_chintai\\_kensa.html](https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/reforme_chintai_kensa.html) )

※2 耐震補強工事を実施した場合で、工事計画確認申請時に補助金交付決定通知書(写)を提出していない場合は、現場検査・適合証明申請時に同通知書(写)を提出してください。

### 3 適合証明時の交付書類

現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。機構提出書類については、速やかに機構窓口(各支店)に提出してください。

(申請者保管用書類)

交付書類	部数
・賃貸住宅リフォーム工事適合証明書[適賃改工第6号書式]	1
・賃貸住宅リフォーム工事適合証明書付表2[適賃改工第2号書式](※1)	1
・賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書[適賃改工第2号書式](副本)	1
・工事内容確認チェックシート(副本)	1

(機構提出用書類)

交付書類 ※2	提出部数
・賃貸住宅リフォーム工事適合証明書[適賃改工第5号書式]	1
・賃貸住宅リフォーム工事適合証明書付表2[適賃改工第2号書式]	1

※1 適合証明書付表2は、「賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書」の第四面を兼ねた書式です。  
また、工事計画確認に関する通知書付表1は交付されません。

※2 検査機関から「機構提出用書類」を機構に直接郵送できる場合があります。対応していない検査機関もありますので、直接郵送を希望する場合は、適合証明申請前に検査機関にお問合せください。

### 3 付 録

賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）・必要書類チェックシート・・・ 19

賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）・必要書類チェックシート・・・・・・・・・・ 20

※ 耐震改修工事を行う場合に、賃貸住宅リフォーム工事（住宅セーフティネット）・必要書類  
チェックシートと併せて活用してください。

工事計画確認申請書の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

適合証明申請書の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

[参考書式]

申請者用

## 賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)・必要書類チェックシート

### 1 工事計画確認

区分	書式番号	書類名	部数	確認欄	
申請者提出書類	適賃改工第1号書式	賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書	第一面	2	
			第二面	2	
			第三面	—	不要
			第四面	2	
	—	(住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の改修費用に係る補助金を受ける場合)補助金を受けることが確認できる書類 (例)補助金交付申請書の写し及び補助金交付決定通知書の写し	2		
	—	登録住宅(予定含む)等整理表(賃貸住宅リフォーム(住宅セーフティネット)資金借入申込書【その3】)(機構受付印のあるもの)の写し	2		
	—	各階平面図(登録住宅、間取り、各室の用途、工事内容・工事施工箇所等を表示したもの)(融資の申込みの際、機構に提出したもの) (融資の申込み以降に各階平面図に表示すべき内容に変更があった場合)変更箇所を明示した変更後の各階平面図	2 2		
—	設計図書等	2			
—	工事の内容を確認するために必要な書類	2			

### 2 現場検査・適合証明

区分	書式番号	書類名	部数	確認欄	
申請者提出書類	適賃改工第2号書式	賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書	第一面	2	
			第二面	2	
			第三面	—	不要
第四面			2		
—	(建築確認が必要な工事の場合)検査済証の写し	2			
—	(賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合で、各階平面図(登録住宅、間取り、各室の用途、工事内容・工事施工箇所等を表示したもの)に表示すべき内容に変更があった場合)変更後の各階平面図(変更が明示されているもの)	2			

※耐震改修工事を行う場合、「賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)・賃貸住宅リフォーム融資(長期耐用耐震改修)必要書類チェックシート」を併せて活用してください。

2019年5月

賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)・賃貸住宅リフォーム融資(長期耐用耐震改修)  
必要書類チェックシート

1 工事計画確認

区分	書式番号	書類名	部数	確認欄		
申請者提出書類	適賃改修第1号書式	賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書	第一面	2		
			第二面	2		
			第三面	2		
			第四面	—	不要	
	—	—	建物の登記事項証明書の(写)	2		
	—	—	設計図書等(工事の実施内容がわかるもの)	2		
	—	—	工事の内容を確認するために必要な書類	2		
	耐震改修工事(建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定を受けた耐震改修)を実施する場合(*)					
	—	—	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める計画の認定通知書の写し(原本提示)	2		
	参考書式	—	耐震改修工事に関する申出書	2		
	耐震補強工事を実施する場合(*)					
	段階的耐震改修工事以外の場合					
	—	—	耐震診断の結果による判定を行う場合 (工事計画確認申請書の「耐震改修工事を行う場合」の2のアの(7)の場合)	耐震診断の結果報告書	2	
	—	—	評価方法基準による判定を行う場合 (工事計画確認申請書の「耐震改修工事を行う場合」の2のアの(4)の場合)	工事実施前の等級を示す新築住宅又は既存住宅の建設住宅性能評価書(建設評価書を取得しない場合は、リフォーム工事前後の等級を確認できる既存住宅の評価方法基準に準じる設計図書等)	2	
	—	—	一般診断法又は精密診断法による確認(一戸建ての住宅で、工事実施前の住宅のlw値が1.0以上の場合に限ります。)※による判定を行う場合 ※賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合のみ適用可 (工事計画確認申請書の「耐震改修工事を行う場合」の2のアの(9)の場合)	耐震診断の結果報告書	2	
—	—	一般診断法又は精密診断法による確認(工事実施後の住宅のlw値が1.0未満の場合に限ります。) (工事計画確認申請書の「耐震改修工事を行う場合」の2のアの(5)の場合)	耐震診断の結果報告書	2		
—	—	国、地方公共団体等が認めた診断法による確認 (工事計画確認申請書の「耐震改修工事を行う場合」の2のアの(6)の場合)	耐震補強工事について国、地方公共団体等の補助金の対象となることが確認できる書類	2		
—	—	段階的耐震改修工事の場合 (工事計画確認申請書の「耐震改修工事を行う場合」の2のイの場合)	耐震診断の結果報告書	2		
—	—	耐震補強工事について国、地方公共団体等の補助金の対象となることが確認できる書類	2			
長期耐用耐震改修工事を実施する場合(全て機構の押印済みのもの)						
—	—	リフォーム工事前の平面図	2			
—	—	リフォーム工事後の平面図	2			
—	—	耐久性を向上させる処理を行うことが確認できる書類(仕上げ表等)	2			

2 現場検査・適合証明

区分	書式番号	書類名	部数	確認欄	
申請者提出書類	適賃改修第2号書式	賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書	第一面	2	
			第二面	2	
			第三面	2	
			第四面	—	不要
	—	—	(建築確認が必要な工事の場合)検査済証の写し	2	
耐震改修工事(建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定を受けた耐震改修)を実施する場合(*)					
参考書式	—	耐震改修工事に関する申出書	2		
耐震補強工事を実施する場合で評価方法基準による判定を行うとき(*)					
—	—	(建設住宅性能評価書を取得している場合)	リフォーム工事後の等級を示す既存住宅の建設住宅性能評価書		

(\*)賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)又は賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅)で耐震改修工事を行う場合、本欄をご活用ください。(\*)のない欄については、融資区分毎のチェックシートと重複していますので、確認は不要です。

# 工事計画確認申請書の記載要領

## 工事計画確認申請書(第一面)

[適貸改工第1号書式] 申請日: 令和 3 年 11 月 〇〇 日

### 賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書 (第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報等の取扱いについて同意の上、次のとおり工事計画確認を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実と相違ありません。記載された事項が一方事実と相違していた場合は、この手続及び交付された工事計画確認に関する通知書を取り消されても異議ありません。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限りです)。

手数料請求先 会社名: 住構設計事務所 所属/担当者名: 工事 五郎  
住所: 〒( 000 - 0000 ) 電話: 00-0000-0000  
愛知県名古屋市〇区〇町〇ー〇  
検査機関名: 〇〇建築確認センター 殿

1. 申請者情報及び申請内容についてご記入ください。(必須)

申請者	郵便番号	〒( 446 - 0000 )	
	住所	愛知県〇市〇町〇ー〇	
工事注文者	電話番号	( 〇〇 )-( 0000 )-( 0000 )	
	氏名	フリガナ チンタイ タロウ 貸貸 太郎	
工事注文者	郵便番号	〒( - )	
	住所	同上	
建物	郵便番号	〒( - )	
	住所	同上	
建物	建築主名	フリガナ	
	建物名称	〇〇ハイツ	
建物	所在地	地名地番 愛知県△市〇町〇丁目〇〇、〇〇、〇〇	
	住居表示	〇丁目〇〇	
融資区分	(1~4のいずれかひとつを選択してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 1.賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット) <input type="checkbox"/> 2-1.賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)(※1) <input type="checkbox"/> 2-2.賃貸住宅リフォーム融資(長期耐用耐震改修)(※1) <input type="checkbox"/> 3.賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)(※2) <input type="checkbox"/> 4.賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅)(※3) ( <input type="checkbox"/> a.一般住宅型 <input type="checkbox"/> b.施設共用型 )	
	申請戸数	5 戸	住宅番号 102, 103, 201, 202, 205
	融資申込日	(元号) 令和 3 年 10 月 日	建築確認の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	連絡事項欄	(連絡事項が特になければ記入不要です。)	

(※1)建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定を受けて耐震改修工事を実施する場合は、本申請書とあわせて、耐震改修工事に関する申出書(工事計画確認申請書添付用)の提出が必要です。

(※2)本申請書とあわせて、設計内容説明書(省エネルギー性)の提出が必要です。

(※3)本申請書とあわせて、バリアフリー基準チェックシートの提出が必要です。

2. 申請者以外が手続する場合はご記入ください。

代理者	名称(氏名)・電話番号	( )-( )-( )
	郵便番号・住所	〒( )-( )
区分	<input type="checkbox"/> 1.設計者 <input type="checkbox"/> 2.工事監理者 <input type="checkbox"/> 3.工事請負者 <input type="checkbox"/> 4.事業主 <input type="checkbox"/> 5.販売代理 <input type="checkbox"/> 6.その他( )	

【検査機関記入欄】

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄
----------	-------	-------	-----------	------

記入しないでください。

2021年4月

**【申請日】**  
工事計画確認の申請日を記入してください。

**【工事注文者】**  
建物の所有者のことです。申請者と同じの場合、同上とお書きください。

**【建物の名称】**  
建物が特定できる名称を記入してください。

**【建物の所在地(地名地番)】**  
登記事項証明書上の全ての地名地番を記入してください。

# 工事計画確認申請書(第二面)

[適賃改工第1号書式]

## 賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書

(第二面)

### 3. 工事についてご記入ください。(必須)

工期	着工予定日	令和 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="12"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日	工事完了予定日	令和 <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="20"/> 日
工事施工者	名称、代表者及び電話番号	株式会社 住構工務店		
	郵便番号・住所	担当者:現場 三郎 (0000)-(00)-( ) 〒(000)-(0000) 愛知県名古屋市中区〇町〇-〇		

**【工期】**  
すでに着工している場合は着工日を記入してください。

### 4. それぞれ該当する場合はご記入ください。

融資区分が「1.賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)」の場合	補助金の交付申請状況	<input type="checkbox"/> 補助金の交付申請をする(補助金を受けることが確認できる書類(写)を併せて提出します。) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付申請をしない。
耐震改修工事を行う場合(※4)	<input type="checkbox"/> 1.耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定を受けた耐震改修) <input type="checkbox"/> 2.耐震補強(判定手法を選択) <input type="checkbox"/> ア 段階的耐震改修工事以外((ア)から(オ)までのいずれか) <input type="checkbox"/> (ア)耐震診断の結果((ウ)から(オ)までによるものを除きます。) <input type="checkbox"/> (イ)評価方法基準 <input type="checkbox"/> (ウ)一般診断法又は精密診断法(一戸建ての住宅で、工事実施前の住宅のIw値が1.0以上のものに限り。)* ※賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合のみ適用可 <input type="checkbox"/> (エ)一般診断法又は精密診断法(工事実施後の住宅のIw値が1.0未満の場合に限り。) <input type="checkbox"/> (オ)国、地方公共団体等が認めた診断法 <input type="checkbox"/> イ 段階的耐震改修工事	<input type="checkbox"/> 新築年月日不詳 <input checked="" type="checkbox"/> 新築年月日 平成 <input type="text" value="10"/> 年 <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value="9"/> 日
	融資区分が「2-2.賃貸住宅リフォーム融資(長期耐用耐震改修)」の場合	<input type="checkbox"/> 次の1.融資 <input type="checkbox"/> 2.申請
融資区分が「3.賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)」の場合	<input type="checkbox"/> 1.耐 <input type="checkbox"/> 2.-	記入しないでください。

必ずどちらかを選択してください。

耐震改修の計画認定を受ける場合は記入してください。

耐震補強工事を行う場合は記入してください。

(※4) 融資区分が賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)若しくは賃貸住宅リフォーム融資(長期耐用耐震改修)である場合又は賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)若しくは賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合で併せて耐震改修を行うときに記入してください。なお、賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)をお申込みの場合で、耐震改修工事を計画している融資区分を賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)に変更する必要がありますので、機構にご確認ください。

<申請者確認事項>  
1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の融資の利用に際しては、機構の定める賃貸住宅リフォーム融資の技術的基準に適合している必要があることについて承知しており、これについて確認しています。

2 申請住宅についての工事計画確認は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと、住宅の性能及び補助金の交付対象となることを保証するものではないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>  
1 個人情報を利用する業務の内容及び目的  
検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。  
(1) 業務内容  
ア 住宅に関する検査を行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)  
イ その他これらに付随する業務  
(2) 利用目的  
賃貸住宅リフォーム融資工事計画確認の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。  
ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため  
イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため  
ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため  
2 機構等への個人情報の提供  
検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。  
ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表のとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	申請書に記載されたお客さまの属性(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)

2021年4月

# 工事計画確認申請書(第四面)

[適賃改修第1号書式]

## 賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請書 (第四面)(工事計画確認に関する通知書付表2) (賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合のみ作成)

工事計画確認日: 令和  
第

記入しないでください。

確認のうえ、  
下欄を記入  
してください。

<本書式作成上の注意事項>

- 住戸部分(登録住宅のみ)と共用部分の両方に住宅セーフティネットリフォーム工事を実施する場合、どちらか一方を選択して本書式を作成してください。
- 住戸部分(登録住宅のみ)について本書式を作成する場合、複数の住戸において住宅セーフティネットリフォーム工事を実施する場合でも、代表するひとつの住戸についてのみ記載してください。
- 複数の種類の住宅セーフティネットリフォーム工事を実施する場合でも、代表するひとつの工事についてのみ記載してください。
- ただし、耐震改修工事を実施する場合は、下記6において「イ、耐震改修工事」を選択してください。

### 5. 住宅セーフティネットリフォーム工事を実施する箇所を(1)又は(2)から選択してください。(必須)

(1) 住戸部分 → 代表的な住戸の番号(登録住宅のみ)を記載してください。 [ 201 ]

(2) 共用部分

### 6. 上記5において実施する住宅セーフティネットリフォーム工事のうち、代表的なもの一つ記入してください。(必須)

<input type="checkbox"/> ア. バリアフリー改修工事	<input type="checkbox"/> (7) 通路等の拡幅 <input type="checkbox"/> a 通路 <input type="checkbox"/> b 出入口 <input type="checkbox"/> (f) 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> (g) 浴室改良 <input type="checkbox"/> a 床面積の増加 <input type="checkbox"/> b まだし高さの低い浴槽への取替え <input type="checkbox"/> c 固定式移乗台、踏み台等の設置 <input type="checkbox"/> d 水栓器具の設置・取替え <input type="checkbox"/> (h) 便所改良 <input type="checkbox"/> a 床面積の増加 <input type="checkbox"/> b 腰掛け式便器への取替え <input type="checkbox"/> c 腰掛け式便器の座高を高くする工事 <input type="checkbox"/> (i) 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> その他の居室 <input type="checkbox"/> 玄関、廊下又は階段 <input type="checkbox"/> (j) 段差の解消 <input type="checkbox"/> 施工箇所[ ]
<input type="checkbox"/> イ. 耐震改修工事	<input type="checkbox"/> (k) 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> a 引戸・折戸への取替え <input type="checkbox"/> b レバーハンドルへの取替え <input type="checkbox"/> c 戸車等の設置 <input type="checkbox"/> (l) 滑りにくい床材料への取替え <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> その他の居室 <input type="checkbox"/> 玄関、廊下又は階段 <input type="checkbox"/> ウ. 共同居住住宅に用途変更するための改修工事 <input type="checkbox"/> エ. 間取り変更工事(間仕切り壁や界壁の敷設・撤去等) <input type="checkbox"/> オ. 調査において居住のために最低限必要と認められた工事(防水工事、補修工事等)

**【補助金】**  
補助金を受ける場合  
で、アからサに該当する  
工事が無い場合は  
記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> カ. 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事	<input checked="" type="checkbox"/> (7) 車いす対応台所の設置 <input type="checkbox"/> (f) 高齢者等配慮対策等級3以上のトイレの設置 <input type="checkbox"/> (g) オストメイト対応トイレの設置 <input type="checkbox"/> (h) 脱衣又は玄関への腰掛け台の設置 <input type="checkbox"/> (i) 聴覚障害者用お知らせランプの設置 <input type="checkbox"/> (j) 点字表示の設置 <input type="checkbox"/> (k) 電気スイッチのワイドスイッチへの取替え <input type="checkbox"/> (l) 水栓器具のレバー式蛇口又はワンタッチシャワーへの取替え <input type="checkbox"/> (m) 屋根の融雪装置の設置 <input type="checkbox"/> (n) 建物に付随する屋外スロープの設置 <input type="checkbox"/> (7) 高齢者等配慮対策等級2以上の手すり(転落防止対応)の設置 <input type="checkbox"/> (4) 次のaからnまでのいずれかの設置工事 <input type="checkbox"/> a 据え付け式のクッション床 <input type="checkbox"/> b 据え付け式IHコンロ又は消火装置付きコンロ <input type="checkbox"/> c 高効率給湯設備 <input type="checkbox"/> d 便所における外から開けられる鍵 <input type="checkbox"/> e 浴室進入防止のための鍵 <input type="checkbox"/> f 緊急通報装置 <input type="checkbox"/> g 二重ロック又はオートロック <input type="checkbox"/> h 面格子 <input type="checkbox"/> i 防犯カメラ又はカメラ付きインターホン <input type="checkbox"/> j 防犯フィルム又は防犯ガラス <input type="checkbox"/> k 強化ガラス又は安全ガラス <input type="checkbox"/> l 人感センサー付照明又は足元灯 <input type="checkbox"/> m シャッター付コンセント <input type="checkbox"/> n 施錠式郵便受箱	<input type="checkbox"/> ク. 防音性・遮音性の向上のための工事 <input type="checkbox"/> ケ. ヒートショック対策工事 <input type="checkbox"/> コ. 防火・消火対策工事 <input type="checkbox"/> サ. 共用部分の子育て世帯等支援施設の整備 <input type="checkbox"/> (住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の改修費用に係る補助金の交付を受ける場合)ア～サ以外に補助金の交付の対象となる工事	<input type="checkbox"/> (7) 界壁を透過損失等級の等級2以上にする設置 <input type="checkbox"/> (4) 開口部を透過損失等級の等級2以上にする工事 <input type="checkbox"/> (f) 乾式二重床にする工事 <input type="checkbox"/> (g) 滑りにくい床仕上げ材の設置 <input type="checkbox"/> (7) 住宅全体又は非居室(※)について行次のいずれかの工事 <input type="checkbox"/> a 天井、床、屋根又は天井に断熱材を設置する工事 <input type="checkbox"/> b 内窓を設置する工事又は複層ガラスに取り替える工事 <input type="checkbox"/> (4) 非居室(※)について行次のいずれかの工事 <input type="checkbox"/> c 据え付け式の暖房機又は熱交換型換気設備を設置する工事 <input type="checkbox"/> d 便所に暖房便座又は温水シャワー付便座を設置する工事 <input type="checkbox"/> e 浴室をユニットバスにする工事 <input type="checkbox"/> (7) 自動火災報知器の設置 <input type="checkbox"/> (4) 避難設備誘導灯又は非常要照明の設置 <input type="checkbox"/> (f) スプリンクラー又は屋内消火栓設備の設置 <input type="checkbox"/> (g) 内装材を不燃材料に変更する工事 <input type="checkbox"/> (4) 防火戸の設置 <input type="checkbox"/> (7) トイレにおむつ交換台を設置 <input type="checkbox"/> (4) 据え付け式の怪我防止措置がされたキッズベースの設置
--	--	---	--

**【軽微な変更】**  
融資の申し込み後、工事  
計画に軽微な変更  
がある場合はここに  
記入してください。

### 7. 融資の申込みの際に機構に提出した各階平面図から融資の申込み以降に内容変更(登録住宅、間取り、各室の用途、工事内容・工事箇所等)が変更箇所を記入してください(あわせて、変更箇所を明示した変更後の各階平面図(2部)を提出してください。)

工事計画の軽微な変更

2021年4月



# 適合証明申請書の記載要領

## 適合証明申請書(第一面)

[適賃改工第2号書式] 申請日: 令和 4 年 1 月 〇〇 日

### 賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書 (第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり現場検査及び適合証明を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実と相違ありません。記載された事項が万一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された適合証明書を取り消されても異議ありません。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限りませう)。

手数料請求先 会社名: 住構設計事務所 所属/担当者名: 工事 五郎  
住所: 〒( 000 - 0000 ) 愛知県名古屋市中区〇町〇-〇 電話: 00-0000-0000  
検査機関名: 〇〇建築確認センター 殿

1. 申請者情報及び申請内容についてご記入ください。(必須)

申請者	郵便番号 〒( 446 - 0000 ) 住所 愛知県〇市〇町〇-〇 電話番号 ( 〇〇 )-( 0000 )-( 0000 ) フリガナ チンタイ タロウ 氏名 賃貸 太郎
工事注文者	郵便番号 〒( ) 住所 同上 建築主名 フリガナ
建物の名称	〇〇ハイツ
建物の所在地	地名地番 愛知県△市〇町〇丁目〇〇、〇〇、〇〇 住居表示 〇丁目〇〇
融資区分 (1~4のいずれかひとつを選択してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 1.賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット) <input type="checkbox"/> 2-1.賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)(※1) <input type="checkbox"/> 2-2.賃貸住宅リフォーム融資(長期耐用耐震改修)(※1) <input type="checkbox"/> 3.賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)(※2) <input type="checkbox"/> 4.賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅)(※3) ( <input type="checkbox"/> a.一般住宅型 <input type="checkbox"/> b.施設共用型 )
申請戸数	5 戸 住宅番号 102, 103, 201, 202, 205
融資申込日	(※号) 令和 3 年 10 月 日 建築確認の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
連絡事項欄	

(※1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定を受けて耐震改修工事を実施する場合は、本申請書とあわせて、耐震改修に関する申出書(適合証明申請書添付用)の提出が必要です。

(※2) 本申請書とあわせて、工事内容確認チェックシート(省エネルギー性)及び劣化状況に関する申出書(省エネルギー性)の提出が必要です。

(※3) 本申請書とあわせて、工事内容確認チェックシート(サービス付き高齢者向け住宅)の提出が必要です。

2. 申請者以外が手続する場合はご記入ください。

代理者	名称(氏名)・電話番号 ( )-( )-( )
	郵便番号・住所 〒( )-( )
	区分 <input type="checkbox"/> 1.設計者 <input type="checkbox"/> 2.工事監理者 <input type="checkbox"/> 3.工事請負者 <input type="checkbox"/> 4.事業主 <input type="checkbox"/> 5.販売代理 <input type="checkbox"/> 6.その他( )

【検査機関記入欄】

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄
記入しないでください				

2021年4月

**【申請日】**  
適合証明の申請日を記入してください。

**【工事注文者】**  
建物の所有者のことで。申請者と同じの場合、同上とお書きください

**【建物の名称】**  
建物が特定できる名称を記入してください。

**【建物の所在地(地名地番)】**  
登記事項証明書上の全ての地名地番を記入してください。

# 適合証明申請書(第二面)

[適賃改工第2号書式]

## 賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書

(第二面)

### 3. 工事についてご記入ください。(必須)

工期	着工日	令和 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="12"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日	工事完了日	令和 <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="20"/> 日
工事計画確認日・番号 <small>(工事計画確認に関する通知書から転記して下さい)</small>		令和 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="11"/> 月 <input type="text" value=""/> 日	第 <input type="text" value="0000"/> 号	
工事 施工者	名称、代表者 及び電話番号	株式会社 住構工務店 担当者:現場 三郎 (0000)-(00)-(0000)		
	郵便番号・住所	〒(000)-(0000) 愛知県名古屋市中区〇町〇-〇		

**【工期】**  
すでに竣工している場合は竣工日を記入してください。

### 4. それぞれ、該当する場合はご記入ください。

融資区分が「1. 賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)」の場合	補助金の交付申請状況	<input type="checkbox"/> 補助金の交付申請をする(補助金を受けることが確認できる書類(写)を工事計画確認時に提出済み)	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付申請をしない	
耐震改修工事を行う場合(※4)	<input type="checkbox"/> 1.耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定を受けた耐震改修) <input type="checkbox"/> 2.耐震補強(判定方法を選択) <input type="checkbox"/> ア 段階的耐震改修工事以外((ア)から(オ)までのいずれか) <input type="checkbox"/> (ア)耐震診断の結果((ウ)から(オ)までによるものを除きます。) <input type="checkbox"/> (イ)評価方法基準 <input type="checkbox"/> (ウ)一般診断法又は精密診断法(一戸建ての住宅で、工事実施前の住宅のlw値が1.0以上の場合に限り適用。)* *賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合のみ適用可 <input type="checkbox"/> (エ)一般診断法又は精密診断法(工事実施後の住宅のlw値が1.0未満の場合に限り適用。) <input type="checkbox"/> (オ)国、地方公共団体等が認めた診断法 <input type="checkbox"/> イ 段階的耐震改修工事			
	新築年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="text" value="10"/> 年 <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value="9"/> 日 <input type="checkbox"/> 新築年月日不詳		
	融資区分が「3. 賃貸住宅リフォーム融資(省エネ)」の場合	<input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級4以上 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上		
	(※4) 融資区分が賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)である場合(長期耐用耐震改修工事を行う場合を含みます。)*又は賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)若しくは賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合で併せて耐震改修工事を行うときは記入してください。なお、賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)をお申込みの場合で、耐震改修工事を計画している融資区分を賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)に変更する必要がありますので、機構にご確認ください。			

必ずどちらかを選択してください。

耐震改修の計画認定を受ける場合は記入してください。

耐震補強工事を行う場合は記入してください。

#### <申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の融資の利用に際しては、機構の定める賃貸住宅リフォーム融資に関する技術的基準に適合している必要があることについて承知しており、これについて確認しています。
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと、住宅の性能及び補助金の交付対象となることを保証するものではないことを承知しています。

#### <個人情報の取扱い>

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的  
 検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。  
 (1) 業務内容  
 ア 住宅に関する検査を行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)  
 イ その他これらに付随する業務  
 (2) 利用目的  
 賃貸住宅リフォーム適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。  
 ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため  
 イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため  
 ウ その他お客さまのお取手を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供  
 検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。  
 ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表のとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	申請書に記載されたお客さまの属性(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)

2021年4月

# 適合証明申請書(第四面)

[適賃改第2号書式]

## 賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書 (第四面)(適合証明書付表2) (賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合のみ作成)

現場検査合格日:  
(適合証明日) 第

記入しないでください。

確認のうえ、  
下欄を記入  
してください。

<本書式作成上の注意事項>

- 住戸部分(登録住宅のみ)と共用部分の両方に住宅セーフティネットリフォーム工事を実施する場合、どちらか一方を選択して本書式を作成してください。
- 住戸部分(登録住宅のみ)について本書式を作成する場合、複数の住戸において住宅セーフティネットリフォーム工事を実施する場合でも、代表するひとつの住戸についてのみ記載してください。
- 複数の種類の住宅セーフティネットリフォーム工事を実施する場合でも、代表するひとつの工事についてのみ記載してください。
- ただし、耐震改修工事を実施する場合は、下記6において「イ.耐震改修工事」を選択してください。

### 5. 住宅セーフティネットリフォーム工事を実施する箇所を(1)又は(2)から選択してください。(必須)

(1) 住戸部分 → 代表的な住戸の番号(登録住宅のみ)を記載してください。 [ 201 ]

(2) 共用部分

### 6. 上記5において実施する住宅セーフティネットリフォーム工事のうち、代表的なものを二つ記入してください。(必須)

□ ア. バリアフリー改修工事	<input type="checkbox"/> (ア) 通路等の拡幅	<input type="checkbox"/> a 通路
	<input type="checkbox"/> (イ) 階段の勾配の緩和	<input type="checkbox"/> b 出入口
	<input type="checkbox"/> (ウ) 浴室改良	<input type="checkbox"/> a 床面積の増加 <input type="checkbox"/> b またぎ高さの低い浴槽への取替え <input type="checkbox"/> c 固定式移乗台、踏み台等の設置 <input type="checkbox"/> d 水栓器具の設置・取替え
	<input type="checkbox"/> (エ) 便所改良	<input type="checkbox"/> a 床面積の増加 <input type="checkbox"/> b 腰掛け式便器への取替え <input type="checkbox"/> c 腰掛け式便器の座高を高くする工事
□ (オ) 手すりの取付け → 工事施工箇所を選択(複数選択可)	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室
	<input type="checkbox"/> その他の居室	<input type="checkbox"/> その他の居室
<input type="checkbox"/> (カ) 段差の解消	施工箇所[ ]	<input type="checkbox"/> 玄関、廊下又は階段
□ (キ) 出入口の戸の改良	<input type="checkbox"/> a 引戸・折戸への取替え	<input type="checkbox"/> a 引戸・折戸への取替え
	<input type="checkbox"/> レバーハンドルへの取替え	<input type="checkbox"/> b レバーハンドルへの取替え
□ (ク) 滑りにくい床材への取替え → 工事施工箇所を選択 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> c 戸車等の設置
	<input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室	<input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室
<input type="checkbox"/> その他の居室	<input type="checkbox"/> その他の居室	<input type="checkbox"/> 玄関、廊下又は階段
□ イ. 耐震改修工事 工事内容[ ]		
□ ウ. 共同居住住宅に用途変更するための改修工事 工事内容[ ]		
□ エ. 間取り変更工事(間仕切り壁や界壁の敷設・撤去等) 工事内容[ ]		
□ オ. 調査において居住のために最低限必要と認められた工事(防水工事、補修工事等) 工事内容[ ]		

【補助金】  
補助金を受ける場合  
で、アからサに該当する  
工事が無い場合は  
記入してください。

□ カ. 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事	<input checked="" type="checkbox"/> (ア) 車いす対応台所の設置	□ ク. 防音性・遮音性の向上のための工事	<input type="checkbox"/> (ア) 開口部を透過損失等級の等級2以上にする設置
	<input type="checkbox"/> (イ) 高齢者等配慮対策等級3以上のトイレの設置		<input type="checkbox"/> (イ) 開口部を透過損失等級の等級2以上にする工事
	<input type="checkbox"/> (ウ) オストメイト対応トイレの設置		<input type="checkbox"/> (ウ) 乾式二重床にする工事
	<input type="checkbox"/> (エ) 脱衣所又は玄関への腰掛け台の設置		<input type="checkbox"/> (エ) 滑りにくい床仕上げ材の設置
□ キ. 安全性能の向上のための工事	<input type="checkbox"/> (オ) 聴覚障害者用お知らせランプの設置	□ ケ. ヒートショック対策工事	<input type="checkbox"/> (ア) 住宅全体又は非居室(※)について行う次のいずれかの工事 <input type="checkbox"/> a 外壁、床、屋根又は天井に断熱材を設置する <input type="checkbox"/> b 内窓を設置する工事又は複層ガラスに取り替える工事
	<input type="checkbox"/> (カ) 点字表示の設置		<input type="checkbox"/> (イ) 非居室(※)について行う次のいずれかの工事 <input type="checkbox"/> c 据え付け式の暖房機又は熱交換型換気設備を設置する工事
	<input type="checkbox"/> (キ) 電気スイッチのワイドスイッチへの取替え		<input type="checkbox"/> d 便所に暖房便座又は温水シャワー付便座を設置する工事
	<input type="checkbox"/> (ク) 水栓器具のレバー式蛇口又はワンタッチ式シャワーへの取替え		<input type="checkbox"/> e 浴室をユニットバスにする工事
□ コ. 防火・消火対策工事	<input type="checkbox"/> (ケ) 屋根の融雪装置の設置	□ サ. 共用部分の子音で世帯等支援施設の整備	<input type="checkbox"/> (ア) 自動火災報知器の設置
	<input type="checkbox"/> (コ) 建物に付随する屋外スロープの設置		<input type="checkbox"/> (イ) 避難設備誘導灯又は非常要照明の設置
	<input type="checkbox"/> (カ) 高齢者等配慮対策等級2以上の手すり(転落防止対応)の設置		<input type="checkbox"/> (ウ) スプリンクラー又は屋内消火栓設備の設置
	<input type="checkbox"/> (イ) 次のaからnまでのいずれかの設置工事 <input type="checkbox"/> a 据え付け式のクッション床 <input type="checkbox"/> b 据え付け式IHコンロ又は消火装置付きコンロ		<input type="checkbox"/> (エ) 内装材を不燃材料に変更する工事
□ キ. 安全性能の向上のための工事	<input type="checkbox"/> c 高効率給湯設備	(住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の改修費用に係る補助金の交付を受ける場合)ア～サ以外に補助金の交付の対象となる工事	<input type="checkbox"/> (オ) 防火戸の設置
	<input type="checkbox"/> d 便所における外から開けられる鍵		<input type="checkbox"/> (ア) トイレにおむつ交換台を設置
	<input type="checkbox"/> e 浴室進入防止のための鍵		<input type="checkbox"/> (イ) 据え付け式の怪我防止措置がされたキッズベースの設置
	<input type="checkbox"/> f 緊急通報装置		工事内容
<input type="checkbox"/> g 二重ロック又はオートロック	<input type="checkbox"/> h 面格子	<input type="checkbox"/> i 防犯カメラ又はカメラ付きインターホン	<input type="checkbox"/> j 防犯フィルム又は防犯ガラス
<input type="checkbox"/> k 強化ガラス又は安全ガラス	<input type="checkbox"/> l 人感センサー付照明又は足元灯	<input type="checkbox"/> m シャッター付コンセント	<input type="checkbox"/> n 施錠式郵便受箱

【軽微な変更】  
工事計画確認に関する  
通知書の交付後、工事  
計画に軽微な変更  
がある場合はここに  
記入してください。

(※)浴室、脱衣室、洗面所、便所及び廊下のうちいずれか一箇所以上

7. 融資の申込みの際に機構に提出した各階平面図から融資の申込み以降に内容変更(登録住宅、間取り、各室の用途、工事内容・工事箇所等)が変更された場合は、変更箇所を明示した変更後の各階平面図(2部)を提出してください。

工事計画の軽微な変更

2021年4月

## 4 機構窓口

### <住宅金融支援機構 賃貸住宅リフォーム融資ご相談窓口一覧>

窓口	営業エリア	支店所在地	連絡先
北海道支店 まちづくり業務グループ	北海道	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西13丁目3番地13	011-261-8305
東北支店 まちづくり業務グループ	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1丁目3番地18号	022-227-5036
地域業務第一部 まちづくり業務グループ	東京都、神奈川県、千葉県、 茨城県、山梨県、静岡県	〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号	03-5800-8468
地域業務第二部 まちづくり業務グループ	埼玉県、栃木県、群馬県、 新潟県、長野県	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目 11番地20 大宮JPビルディング11F	048-650-2204
東海支店 まちづくり業務グループ	岐阜県、愛知県、三重県	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3-23-20 H F 桜通ビルディング7階	052-971-6903
近畿支店 まちづくり業務グループ	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 富山県、石川県、福井県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒541-8546 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番20号 住宅金融支援機構・矢野ビル	06-6281-9266
中国支店 まちづくり業務グループ	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0011 広島県広島市中区基町8番3号	082-221-8653
九州支店 まちづくり業務グループ	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8735 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号 博多駅前ビジネスセンター6F	092-233-1509

※お問合せ・お申込みは上記窓口へお願いします。

※営業時間 平日9:00~17:00(土日、祝日、年末年始を除く。)

【機構ホームページアドレス】 <https://www.jhf.go.jp/>